

## 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定について

### 【対象者】

突発的災害（自然災害等）により、影響をうける特定の地域の特定の業種を営む中小企業者  
新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している中小企業者（47都道府県）

### 【認定要件】 次のいずれかに該当すること。

- (イ) 申請者が、法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- (ロ) 法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同様に比して20%以上減少することが見込まれること。

### 【認定に必要なもの】

- ① 認定申請書（様式は産業観光課にて配布中） 2部（2部の場合、お渡しは1枚です）
- ② 誓約書（様式は産業観光課にて配布中） 1部
- ③ 会社概要（様式は産業観光課にて配布中） 1部  
又は会社案内のパンフレット等（資本金、従業員人数、事業内容等が記載されたもの）
- ④ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）取得後3ヶ月以内の原本または写し 1部  
注）個人事業主の方は不要
- ⑤ 確定申告書又は決算書の写し（直近決算期分） 1部
- ⑥ 認定申請書に記載されている内容（数字）が確認できる資料  
（売掛台帳、決算書の写し等）
- ⑦ 4号売上高・売上見込明細表 1部

### 【申請と認定の手続きについて】

- ① 上記書類がそろいましたら産業観光課窓口に提出してください。
- ② 認定には2～3日を要します。認定書ができましたら申請者に電話連絡いたしますので、産業観光課窓口まで受領においでください。
- ③ 認定書が複数必要な場合には、必要部数を追加してください。
- ④ 委任状による金融機関等の代行も可能です。その場合申請時に必ず委任状をお持ちください。

問い合わせ・連絡先

立川市産業文化スポーツ部  
産業観光課 商工振興係  
電話 042-528-4317(直通)

令和2年3月9日現在